

# 「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例(仮称)」(素案)

あきた未来戦略課

## ○ 条例素案

### 1 目的

- 多様性に満ちた社会づくりに関する施策を総合的に推進し、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 定義

- 多様性に満ちた社会づくりとは、あらゆる差別等の解消を図り、県民一人ひとりが個性を尊重し合いながら、多様な文化及び様々な価値観を受け入れ、互いに支え合う社会の形成を図ることをいう。

### 3 基本理念

- 全ての県民が、個人として尊重され、良好かつ平穏な生活が確保され、地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参画できる権利を尊重されることを基本理念とする。

### 4 差別等の禁止

- 他人に対して、人種、国籍、民族、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、職業、年齢、障害、病歴その他の事由を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止する。
- 他人に対して、当該者との優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為を禁止する。

### 5 県の責務

- 県は、多様性に満ちた社会づくりに関する総合的な施策を策定し、実施する。

### 6 県民及び事業者の責務

- 県民及び事業者は、多様性に満ちた社会づくりについての理解を深め、県が実施する多様性に満ちた社会づくりに関する施策に協力する。

### 7 基本的施策

- 県は、差別等の禁止その他多様性に満ちた社会づくりの推進に関し必要な事項について、学習の機会の提供、広報活動の充実、相談窓口の設置その他の必要な施策の措置を講ずる。

### 8 推進体制

- 県は、県、市町村、県民、事業者及び関係団体が意見を交換し、相互に協力することができるようにするための体制の整備を行う。

### 9 指針

- 知事は、多様性に満ちた社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための指針を策定する。
- 指針は、多様性に満ちた社会づくりに関する施策等について定める。
- 知事は、指針を定めようとするとき又は変更するときは、あらかじめ、県民等の意見を聴く。

### 10 施行期日

- 令和4年4月1日